

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム
「AI ホスピタルを実装化するための医療 AI プラットフォームの構築に
必要な技術に関する研究開発」
事業マネジメント会議運営規程

令和5年6月6日
AIホスピタル推進法人
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

(目的)

第1条 本運営規程は、「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム」(以下「BRIDGE」という。)
「AIホスピタルを実装化するための医療AIプラットフォームの構築に必要な技術に関する研究開発」(以下「AIホスピタル」という。)の進捗管理を目的として実施する「AIホスピタル事業マネジメント会議」(以下「会議」という。)の運営について必要な事項について定めるものである。

(設置)

第2条 厚生労働省プログラムディレクター(以下「PD」という。)の指示に基づき、AIホスピタル推進法人である国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「AIホスピタル推進法人」という。)に会議及び会議事務局を設置する。

(所掌)

第3条 会議は、AIホスピタルの円滑な進捗、コンソーシアムにおける参加各研究開発機関の連携を目的に、次号に示す事項について、PD、AIホスピタル推進法人の長、及びAIホスピタルアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)並びに各研究開発責任者との協議、調整及び情報共有のために実施する。

- (1) 研究開発計画に基づく運営、進捗管理等に関すること
- (2) 出口戦略に関すること
- (3) 自己評価に関すること
- (4) その他、研究実施にあたって必要な事項

(組織及び構成員)

第4条 会議の構成員は、以下のとおりとする。

- (1) PD
- (2) AIホスピタル推進法人の長、及びアドバイザー
- (3) 各研究開発責任者及び研究開発関係者
- (4) その他、PDが必要と認められた者

- 2 前項に定める構成員が欠席する場合は、事前に PD の承認の下代理出席を認める。
- 3 構成員の任期は、AI ホスピタルの実施期間とする。また、構成員の交代、変更等は、PD の承認を必要とする。
- 4 会議にはオブザーバーを置き、オブザーバーは以下のとおりとする
 - (1) 厚生労働省 大臣官房厚生科学課
 - (2) 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 人・くらし担当
 - (3) その他、PD が必要と認めた者
- 5 オブザーバーは、会議に出席し、必要な事項を発言することができる。

(議長)

第5条 会議の議長は、PD とする。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故のあるとき又は議長から指示があるときは、AI ホスピタル推進法人の長、又はアドバイザーがその職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、意見聴取等の必要があるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(公開)

第7条 会議は、研究開発に係る非公開の知見・知識、着想（アイデア）、技術等を協議の対象とすることに鑑み、非公開とする。

(議事録)

第8条 会議の記録は、原則非公開とする。ただし、AI ホスピタルが総合科学技術・イノベーション会議に設置されるガバニングボード、BRIDGE 評価委員会等より評価を受ける場合等、議長が必要と認めたときは、会議の記録のその全部又は一部を適切な方法により外部へ提供することができる。

(構成員の秘密保持義務)

第9条 会議出席者（以下「関係者」という。）は、会議の検討事項に職務上の秘密に属する事項が含まれる場合にはその旨を明示し、他の会議出席者は、秘密の保持に努めなければならない。

- 2 関係者は、会議の内容、その他 AI ホスピタルに関し、口頭・文書を問わず、その職務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、関係者が辞任その他の事由により AI ホスピタルへの関与がなくなった後も同様とする。
- 3 前項の規定において、会議の出席者その研究開発プロジェクト内の AI ホスピタルの

遂行に関わる者との間で、厳格な情報管理の下に、その職務遂行のため、知り得た秘密を共有することを妨げるものではない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、AI ホスピタル推進法人において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事の手続き、その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が別途定める。ただし、議長の指示に基づき AI ホスピタル推進法人が定めることができる。

第10条 本規程の有効期間は、AI ホスピタルの実施期間とする。

第11条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。